

令和7年度第2回大和市環境審議会 議事録

I. 開催日時 令和7年8月22日（金） 午後2時から午後3時30分まで

II. 開催場所 大和市役所本庁舎5階 研修室

III. 出席状況 委員 9人

中田 朝夫委員（会長）、浪瀬 洋一（職務代理）、板橋 雅美委員、
大川 沙耶香委員、片倉 忠雄委員、鈴木 澄子委員、高野 安弘委員、
壺井 里英委員、濱田 和博委員

欠 席 古谷田 和子委員、橋本 幸生委員、矢板 千英子委員

事務局 環境共生部長ほか10名

IV. 傍聴人 0人

V. 公開・非公開の状況

■公開 □非公開 □一部非公開

VI. 審議又は検討の経過及び結果

●会議次第

1 開会

2 諮問

3 議題

(1)大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について

【諮問審議】

4 その他

- ・大和市都市公園条例の一部改正について
- ・大和市営自動車駐車場条例の一部改正について
- ・大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正について

●審議内容など

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例等の一部改正について、所管課が説明を行った後、各委員からの意見・質疑に回答した。

（※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので事前に連絡のうえお越してください。）

次第3 議題

(1) 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について

【諮問審議】

委員 2.改正に向けての考え方事業系指定収集袋に関して、県内市の実施状況や袋の製造費、販売量など総合的に判断して廃止に至ったとのことだが、指定収集袋の販売量は少なかったのか。

事務局 指定袋の販売は近年減少傾向にあり、令和6年度の販売実績は、最も販売が多かった平成18年度に比べて6割以上減少している。

委員 事業系一般廃棄物は、現在大和市では、①市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼②事業者自ら処理施設に持ち込む、③市指定の事業系収集袋を使うの、いずれかで排出ということになっていると思うが、どの排出方法がどれくらいの割合で利用されているのか。

事務局 令和6年度実績で、①12,552t、②3,022t、③事業系収集袋の収集は、家庭系可燃ごみ収集と同時に行うので実際の集計ができていない。推計値として、令和6年度、市が販売店に卸した事業系指定袋から試算すると、約457tとなる。

委員 4.今後の予定、令和7年9月～、意見公募はパブリックコメントを利用して行う予定か。

事務局 お見込みのとおり。

委員 いつも家庭ごみ(草木、野菜の皮等)全て乾かしてから出す様にしているが、市施設でも同様に行っていると解釈してよいか。

事務局 本市の施設も廃掃法により事業系一般廃棄物として適正な処理が求められているので、当課より全庁的に、ごみの資源化・減量化をアナウンスし、本市各課が排出するごみは減量化されているものと認識している。

委員 事業系指定ごみ袋を廃止すると、家庭系指定ごみ袋と一緒にになる。現在、自治会で発生したごみは、事業系指定ごみ袋に入れて、業者が回収している。事業系指定ごみは一般ごみ収集運搬許可業者が取りに来るが、それがなくなるのか。

事務局 改正により、事業系指定ごみ袋がなくなった後、自治会のごみの出し方はどうするのか。黄色の袋は家庭から出るごみのみとなるので、現行の考え方では黄色の袋を使うことは出来ない。もともと法律では、事業者は収集業者と契約し、ごみを回収してもらうことが一つ目、二つ目は直接環境管理センターに持って行くことの2種類である。緑色の事業系指定ごみ袋は、平成15年から開始した大和市独自のサービスであるが今回廃止となるため、自治会及び事業者は、1つ目か2つ目の方法でやってもらうのが大前提である。自治会は、祭りの開催によるごみ等、事業とは異なるようなごみが発生することもあり、事業者とは違うのではという思いもあると思うが、そこについては今後の検討課題とし、方針としては、事業者としての

くくりで考えている。

委 員 自治会には今後通知を出すのか。

事務局 方針は確定していないが、自治会に対する救済方法がある場合には、その都度、自治連協議会を通じて説明をする。課題としては認識している。

委 員 事業系ごみは、どの辺までの範囲を指すのか。

事務局 実際のごみの種類ということか。

委 員 業者関係ということか、自治会の関係か、事業系ごみとはどういう範囲をいうのか。

事務局 家庭から排出されるごみ以外のすべてのごみが事業系の対象である。

委 員 事業系指定ごみ袋がなくなるが、どんな袋でもよいのか。

事務局 収集業者と契約を結ぶ場合は、収集業者が指定した袋で出してもらう。直接環境管理センターに持ち込む場合は、どのような袋でも問題ない。

委 員 委託業者に頼む場合、無料で収集に来てくれるのか。

事務局 事業者と収集業者による有償の委託契約となる。

委 員 家庭系ごみは回収する曜日が決まっているが、事業系はどうか。

事務局 家庭系ごみと同様に戸別収集を行っており、地域によって回収する曜日が決まっている。

委 員 家庭系ごみと同じ日に出ていたのか。

事務局 そうである。

委 員 金額には納得したが、近隣市は金額的にどのような感じなのか。

事務局 事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物の直接搬入手数料の比較では、神奈川県内 19 市の中で 1 番高い市は、鎌倉市で事業系 10kg あたり 400 円、家庭系は直接搬入できない。逗子市は事業系 350 円、家庭系 350 円。座間市、海老名市、綾瀬市は、現行 300 円だが、令和 8 年 4 月から 350 円であり、家庭系は直接搬入できない。大和市は 15 番目で、200 円である。

委 員 改正に向けての考え方になるが、基本計画があり、定期的に適正価格を考えるとしている。平成 15 年度から 200 円の直接搬入手数料は変わっていないが、20 年間の定期的な適正価格の検証はどのように行っていたのか。

事務局 毎年、適正価格については判断してきた。ただ、環境管理センターは、令和 2～5 年度の間に、施設の長寿命化に合わせて大きな工事を行った。この間、通常の費用とはかけ離れていたため、適正価格の計算ができなかった。令和 6 年度に通常事業に戻り、改めて検証したところ、乖離があったため、このタイミングで改正をするに至った。

委 員 9 月から意見公募を行うが、パブリックコメントの周知はどのようにするのか。

事務局 広報やまとやホームページ、市施設への資料の配架を行うなど周知に努めていく

委 員 小さい店も今まで事業系の扱いなのか。

事務局 いわゆる小規模飲食店、事業所を対象にしている。

- 委員 ルールを守る良い店ばかりではない。今までは、事業系指定ごみ袋で出せばよかったが、自分で業者と契約する手間がかかり、気が重くなるのではと思うが、フォローはするのか。ごみの行き場がなくなり、町が荒れていかないかという懸念がある。
- 事務局 市としても懸念点として捉えている。事業系指定ごみ袋は、登録を受けた事業者のものを回収している。議案の可決後、事業者へは通知を出し、個別に相談を受けて、解決方法を説明していく。委託契約について、1店舗だと難しいが、周辺の店舗が固まりとなって回収している店が現状でもあると伺っている。
- 委員 計画的なごみ処理の経費に関わる問題として、リチウムイオンバッテリーが原因の火災により、長期的に炉が使えなくなるという大きな問題に対し、大和市の取り組み状況はいかがか。
- 事務局 実際に大和市でも令和6年5月16日に、不燃ごみの工場で火災が発生した。原因は、消防の現場検証では特定されなかったが、リチウムイオン電池が原因と思われる。人的被害はなかったが、工場が操業停止となり、復旧するまで約3か月を要した。火災予防としては、煙感知器による自動散水の仕組みがあったが、自動散水では間に合わず、消防に連絡して消火してもらった。今後の対応策として、煙感知器は着火してからでないと検知できないが、熱源検知器は、赤外線で発火前の熱を持った状態を検知する。小さな火種のうちに状況を把握し、消火できる仕組みを今年度の予算で設置する予定である。市民にも、リチウムイオン電池の適切な排出方法呼びかけて火災防止に繋げていく。
- 委員 直接搬入手数料は現行200円かかるが、家庭系ごみの直接搬入は多いのか。
- 事務局 市民の家庭ごみの直接持ち込みは、昨年度27,923件、重さ1,003tだった。
- 委員 一般的には、決められた曜日に出せば回収されるため、かかるのは袋代だけである。それに間に合わない人が出すのか。
- 事務局 直接搬入する方にはそれぞれ事情があると思うが、例えば、粗大ごみは市で回収しているが、回収されるまで日数がかかることもある。環境管理センターが住宅地の中にあるので車を持っている人は、搬入しやすい状況にもあると思う。
- 委員 「意見・質問および回答」の1ページ目の指定袋の販売について、平成18年度に比べて6割以上減少している理由は何か。
- 事務局 推測ではあるが、例えば、当時と比べて飲食事業者の減少や排出されるごみの量の減量化、資源化が進んだのではと考えられる。また、委託業者に頼む事業者が増えてきたのではと考えられる。
- 委員 現行200円から350円に直接搬入手数料が増額になる。その間の激変緩和措置は、200円の1.75倍になるから設けているとあるが、感覚的にこの措置は必要と判断したのか。
- 事務局 物価高騰や社会情勢などを踏まえ、200円から350円は値上げ幅として大きいのではと判断して、経過措置を設けた。

- 委 員 1.5 倍だったら設けたのか。
- 事務局 周辺他市の料金設定や歳入額などを踏まえて総合的に判断し、300 円が妥当と判断した。
- 委 員 事前に各事業者へ通知することだが、金額的に 200 円から 300 円、300 円から 350 円となる理由も盛り込んで説明するのか。
- 事務局 市民には、パブリックコメントで意見を頂いたうえで、12 月議会で可決されたら、1 月から事業者へ通知し、準備期間を 7 月まで設ける。半年の間で丁寧に説明を行い、改正を進めたいと考えている。
- 委 員 実際これだけかかっていると分かれば納得できるので、それも出してくれたらよい。
- 委 員 値上げの開始までに準備期間はあるが、急いで持って行こうと思う人がいると推測されるが、対応策はあるのか。自分は引っ越しのときに使用したが、土曜日は電話予約制で手間がかかりスムーズにごみを出せなかった。値上げまでに混むのなら、簡単に予約ができるように、電話予約だけでなく、ネットでもできるようにする等スムーズにごみを出せるよう、市の担当も楽になるよう混雑緩和のための対策を考えているのか。
- 事務局 コロナ禍の際、ごみ量が増えたことにより、搬入のための渋滞が発生した。土曜日のみ予約制だが、今でも混雑することはある。その際は、市職員が外に出て誘導するなどの交通整理をしている。頂いた意見を参考に、周辺住民の迷惑にならないよう、持ち込みの方も困らないよう、今後、考えていく。
- 委 員 30 年経てば老朽化する。老朽化に伴う維持管理費用とはどういうものがあるのか。建物の修繕や人件費、物件費などで考えているのか。建物を変えるのは、資材費の高騰もあるので理解できるが。
- 事務局 費用には、工場を動かしている職員の人件費や老朽化による補修等の修繕費、ごみ処理の際に排出される有害物質抑制のための薬剤、操業委託業者の出入り等のランニングコストなど全てを含めている。
- 委 員 環境管理センターは、発電所として機能がある。発電した電気を売電していると思うが、その収支で賄うことは難しいのか。
- 事務局 発電する仕組みを設けており、売電もしているが、すべてを賄えるほどの発電量はない。市民や事業者には申し訳ないが、それなりの費用が掛かることをご理解いただきたい。
- 委 員 手数料の改定は、ごみの減量化や資源化に関する市民の意識向上の機会でもある。大和市はすでに、分別回収や生ごみ処理器のサポート、リサイクル促進、使用済み小型家電の回収など先進的、多角的に取り組んでいる。引き続き、充実した施策を行っていただきたい。
- 委 員 只今、いろいろな意見等があったが、改正案は概ね適正かと思う。皆さまいかがか。

～ 一同賛同 ～

(事務局より答申作成までのスケジュールを説明)

委 員 事務局は、皆さまより、改正案はおおむね適正であるとの賛同を得たので、本日の意見を添えた答申案を作成したいということである。また、文書等については会長一任ということだが異議はないか。よろしいか。

～ 一同賛同 ～

なお、委員の皆さまや担当課からも話があったが、答申案作成に際しては、市民目線の心配事に分かりやすく答え、分かりやすい説明をお願いしたい。

次第4 その他

・大和市都市公園条例の一部改正について

委 員 改正案に賛成。自主運営における財源は必要不可欠である。資料2の内容に対して異議なし。

事務局 施設の安定的な運営を図るため、有料化に伴う収入は指定管理者に入る。駐車場維持管理経費も指定管理者負担。これにより、市が支払う指定管理料の負担軽減に繋がっている。

委 員 資料2、P.1の「2.改正の内容 ②」の広告表示の文面について、他自治体によっては、表示だけではなく、散布することも禁止しているところもある。散布に関しては、検討したのか。

事務局 広く調査した。当該条例については、都市公園法の施行に伴い条例を制定する必要があり、国からの標準条例を参考に作成している。現条例制定後、散布に関して支障を生じた事例もないことから、条例第7条第5号の条文は、国の標準条例を採用している。

委 員 資料2、P.1の②広告表示に関して、改正の背景として「ネーミングライツ事業の取り組みを進める」ことが挙げられているが、改正案に追記された「市長が認める場所で市長の募集に応じて行う、市長が認める場合」の広告表示というのはネーミングライツ事業のスポンサーによる広告を想定しているのか。

事務局 その他市長が認める場合とは、広告は原則として広く募集するが、主にネーミングライツ導入施設においてスポンサーからの提案があった場合に、その部分は公募等をせず、景観等を考慮したうえで適当と認める場合を想定している。

委 員 パブコメの上から3件目の料金形態についての提案で、30分～150分まで200円、その後30分ごとに100円、1日の上限600円を提案とあるが、意見を提出した人は、もっと細かくしてほしいということか。この意見の意図はなにか。

事務局 推測としては、温水プール利用者ということで、少しでも安くなればありがたいと

いう感覚ではないか。現行 350 円だが、意見として、30 分から 150 分まで 200 円、その後 30 分ごとに 100 円となっているため 300 円にしてもらいたいと、それを超えたら 600 円はよいが、少しでも安くしてほしいという意見だと思われる。

・大和市営自動車駐車場条例の一部改正について

委 員 引地台公園の北側、南側駐車場は今まで無料、立体駐車場は 1 日 350 円であり、値段は上がるが、金額としては使いやすく妥当と感じる。一方で、中にはそれを気にして路上駐車が増えるのではないか。資料に添付されている地図のとおり、近隣には小、中学校がある。登下校で児童が通るので、路上駐車があれば危険が伴う。改定後しばらくは、見回りなど配慮してほしい。

事務局 周りの道路は巡回をしている。引き続き対応していく。

・大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正について

委 員 資料 4 の 2. 改定内容(1)について、改定案では新たに「中高生」という枠組みが設けられた。高等学校は義務教育ではないため、高等学校に在籍していない 16 歳から 18 歳の利用者については、どのような扱いになるのか。文字通り、高等学校に在籍していないため、大人という枠組みになるということか。

事務局 高等学校に通っているかどうかに関わらず、表記は分かりやすく中高生としているが、高校に在籍していない 18 歳の方も、中高生の区分に含まれる。なお、実際の運用においては、対象年月日を明示するなどして、減免の適応がもれることがないよう努めてまいる。

委 員 環境管理センター周辺自治会の区域内の居住者に対して浴室の使用料を免除してきた経緯、理由等は何か。また、現在対象となっている区域とは、どこか。

事務局 ふれあいプラザは、ごみ処理施設建設に伴う地元還元利用を目的に設置された施設いわゆる迷惑施設であることから、周辺自治会の区域内居住者に対し 免除している。現在、対象となっている区域は、センターから半径 500 m にかかる 中央 6 丁目、若葉会、江ノ電、柳橋、さくら、緑ヶ丘、ハイム桜ヶ丘、モアステージ桜ヶ丘 の 各自治会区域である。

委 員 迷惑施設という性質は変わらない中で、減免の見直しをした場合、今までの方々は納得いくのかと思い質問した。

《閉会》